

<ホームセキュリティサービス（加入者契約）をご利用のお客様>

<ホームセキュリティサービス（利用者契約）をご利用のお客様>

<ホームセキュリティ（アパートメント加入契約）【東急セキュリティ 918】版 をご利用のお客様>

<ホームセキュリティ（アパートメント利用契約）【東急セキュリティ 918】版 をご利用のお客様>

重要事項説明書<ホームセキュリティサービス（加入者契約）>

重要事項説明書<ホームセキュリティサービス（利用者契約）>

重要事項説明書<ホームセキュリティ（アパートメント加入契約）【東急セキュリティ 918】版>

重要事項説明書<ホームセキュリティ（アパートメント利用契約）【東急セキュリティ 918】版>

改訂新旧対照表

改訂(新)	現行(旧)
<p>14 見舞金制度</p> <p>14.3 見舞金の支払いの制限</p> <p>他の保険契約がある場合の見舞金の支払い額は以下の通りとなります。</p> <p>① 災害見舞金の対象となる損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、この損害の額(給付対象建物の修理費用または時価額のうちいずれか低い額をいいます)からこの損害に対してその保険契約より支払われるべき金額を控除した額(0円以上)とします。</p> <p>② 盗難見舞金の対象となる損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、この損害の額(給付対象建物もしくは収容家財等の修理費用または時価額のうちいずれか低い額をいいます)からこの損害に対してその保険契約より支払われるべき金額を控除した額(0円以上)とします。</p>	<p>14 見舞金制度</p> <p>14.3 見舞金の支払いの制限</p> <p>他の保険契約がある場合の見舞金の支払い額は以下の通りとなります。</p> <p>① 災害見舞金の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、この損害の額(給付対象建物の修理費用または時価額のうちいずれか低い額をいいます)からこの損害に対してその保険契約より支払われるべき金額を控除した額(0円以上)とします。</p> <p>② 盗難見舞金の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、この損害の額(給付対象建物もしくは収容家財等の修理費用または時価額のうちいずれか低い額をいいます)からこの損害に対してその保険契約より支払われるべき金額を控除した額(0円以上)とします。</p>

※本説明書は、2025年9月1日から適用します。

重要事項説明書<見守りセキュリティサービス【SAFE-1】（アパートメント加入契約）>

改定新旧対照表

改訂(新)	現行(旧)
<p>第2条 提供するサービスの内容</p> <p>3. 利用者へ提供するその他のサービス</p> <p>③ 見舞金制度</p> <p>(3) 見舞金の支払いの制限</p> <p>他の保険契約がある場合の見舞金の支払い額は次のとおりとします。</p> <p>i. 災害見舞金の対象となる損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、この損害の額(給付対象建物の修理費用または時価額のうちいずれか低い額をいいます)からこの損害に対してその保険契約より支払われるべき金額を控除した額(0円以上)とします。</p> <p>ii. 盗難見舞金の対象となる損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、この損害の額(給付対象建物もしくは収容家財等の修理費用または時価額のうちいずれか低い額をいいます)からこの損害に対してその保険契約より支払われるべき金額を控除した額(0円以上)とします。</p>	<p>第2条 提供するサービスの内容</p> <p>3. 利用者へ提供するその他のサービス</p> <p>③ 見舞金制度</p> <p>(3) 見舞金の支払いの制限</p> <p>他の保険契約がある場合の見舞金の支払い額は次のとおりとします。</p> <p>i. 災害見舞金の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、この損害の額(給付対象建物の修理費用または時価額のうちいずれか低い額をいいます)からこの損害に対してその保険契約より支払われるべき金額を控除した額(0円以上)とします。</p> <p>ii. 盗難見舞金の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、この損害の額(給付対象建物もしくは収容家財等の修理費用または時価額のうちいずれか低い額をいいます)からこの損害に対してその保険契約より支払われるべき金額を控除した額(0円以上)とします。</p>

※本説明書は、2025年9月1日から適用します。